

II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

2 資金繰りに関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(1) 新型コロナウイルス関連の経営相談窓口の設置

| | |
|-------------------|---|
| <p>支援内容</p> | <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者を対象に相談窓口を設置し、金融や経営の相談を受け、対策などに関する情報を提供します。</p> <p>【 相談例 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金繰りに関すること ・ 雇用に関すること ・ 経営相談に関すること |
| <p>対象者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売り上げ減などの影響の出ている市内の中小企業・小規模事業者 |
| <p>申請手続に必要なもの</p> | <p>下記の問い合わせ先に、お問い合わせ下さい。</p> |
| <p>受付場所及び受付時間</p> | <p>受付場所：つやま産業支援センター 津山市山北520（津山市役所東庁舎1階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p> |
| <p>問い合わせ先</p> | <p>つやま産業支援センター （電話）0868-24-0740 （Web）https://www.tsuyama-biz.jp/info/2335/</p> |
| <p>備考</p> | |